

- I 盛岡市自然環境調査報告書
- II 盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例
- III 盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例施行規則
- IV 指定地区・物件等一覧表
- V 計画策定の経過について

# I 盛岡市自然環境調査報告書

## 1 自然環境調査報告書とは

### 1-1 自然環境報告書

盛岡市は、東部の北上高地及び西部の奥羽山地の間に位置し、平野部を南流する北上川、支流である築川、雫石川、中津川など、大小清らかな流れに恵まれた、緑豊かな自然環境を有しています。

これらの自然環境は、先人の努力によって守り育てられてきたものであり、この「自然環境を将来の世代に継承し、より良い状態で次代に引き継ぐこと」は、私たちの責務でもあります。

そのためには自然環境の現状を把握し、それぞれの環境にあった施策の方向を見定め、適切な保全施策を講じていく必要があります。盛岡市では、過去数次にわたり自然環境基礎調査を実施し、それぞれの時代に集められた知見・資料に基づき重要な地区の抽出及び保全の方向性等を示し、平成8年3月に策定された第三次盛岡市自然環境及び歴史的環境保全基本計画に反映し、様々な保全施策を推進してきました。

本報告書は、平成18年に玉山村との合併を経て、新たな姿となった市域全域について、環境に対する行政判断が必要とされる場面が増加しつつある現状を踏まえ、平成14年度から17年度に盛岡地域で実施した盛岡市自然環境等基礎調査に、平成18年度から23年度に玉山区で実施した玉山区自然環境調査の結果を加えて、新しい環境保全計画策定の基礎的資料とするものです。

### 1-2 報告書の構成

自然環境を捉える視点として、学術的な評価の上で貴重と捉える視点と、学術的価値に関わらず、市民生活にとって関わりの深さを重視する視点の2つが重要と考えられます。

本報告書では、学術的な価値の上で質が高い「優れた自然環境」と、市民生活との関わりが深い「身近な自然環境」の2つに大別し、それぞれにおいて、先人が培った豊かな自然環境をより良い状態で次代に伝えるための保全目標の方向性あるいは配慮すべき事項を示しています。

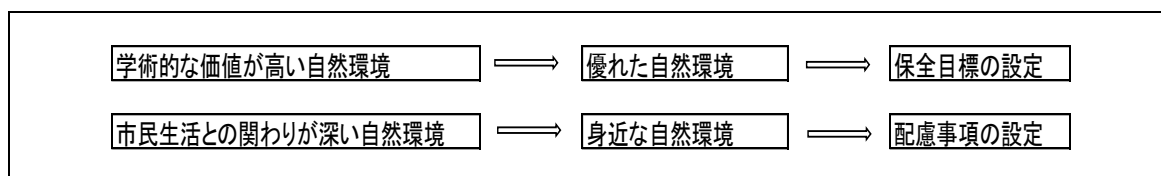


図1. 自然環境の2つの捉え方

## 2 優れた自然環境

### 2-1 「優れた自然環境」における環境評価の考え方

「優れた自然環境」の評価は、過去数次に渡り実施された盛岡市域の自然環境調査により明らかにされた知見を基礎としました。

学術的価値の高い自然環境を抽出する上での評価項目としては、生物的環境（生態系、動植物種の生育・生息環境及びそれらの多様性）、地形・地質及び自然景観等が挙げられますが、その中で最も一般的である生物的環境を評価項目として用いることとし、具体的な評価の指標としては、生物的環境の基盤となる「植生による自然度」を評価の軸とします。

植生による自然度区分は「岩手県自然環境保全指針」（平成11年3月策定）で示された自然度を基としました。植生の自然度については環境省の植生自然度が一般的ですが、一部、岩手県の植生状況とそぐわない区分があるため、今回、岩手県の区分に基づくこととしました。

区分は自然度1～10の10段階に分かれ、その内容は表1に示すとおりです。

表1. 植生の自然度区分

自然度	区 分	対応する県内植物群落等
10	単層の自然植生	高山ハイデ及び風衝草原、雪田植物群落、ササ自然草原、高層湿原、中間湿原、低層湿原、海岸崖地植物群落、砂浜植物群落、自然湖沼植物群落、蛇紋岩地植物群落、石灰岩地植物群落、火山荒原・硫気孔原植物群落
9	多層の自然植生	高山低木群落、アカエゾマツ群落、コメツガ群落、スギ・ブナ群落、ブナースズタケ群落、イヌブナ群落、ヒノキアスナロ群落、ハルニレ群落、アカマツ自然群落、イヌシデ・アカシデ群落、タブノキ群落
8	広く見られる多層の自然植生	ブナーチシマザサ群落、ヒメヤシャブシ・タニウツギ群落、アオモリトドマツ群落、ミヤマナラ群落、ケヤキ群落、キタゴヨウ・クロベ群落、ヤナギ類高木群落、サワグルミ・トチノキ群落、ハンノキ群落、ヤナギ低木群落
7	単層の半自然植生	シバ群落
6	偏在する多層の半自然植生	カシワ・ミズナラ群落、アカマツ二次群落、クロマツ二次群落、ダケカンバ二次群落、ブナ・ミズナラ群落、シラカンバ群落
5	広く見られる多層の半自然植生	ススキ群落、ミズナラ・クリ群落、コナラ・クリ群落
4	壮齢人工林 (人為の強い多層の代償植生)	アカマツ壮齢植林、クロマツ壮齢植林、スギ壮齢植林、ヒノキ壮齢植林、カラマツ壮齢植林
3	幼齢人工林 (人為の強い多層の代償植生)	アカマツ幼齢植林、クロマツ幼齢植林、スギ幼齢植林、ヒノキ幼齢植林、カラマツ幼齢植林、外国産樹種植林
2	耕作地植生	果樹園、畑地、水田、人工草地（牧草地・ゴルフ場）
1	市街地植生	市街地・村落、空地・造成地、水面、その他

(「岩手県自然環境保全指針」(平成11年3月策定)より引用・一部改変)

## 2-2 「優れた自然環境」の区分及び保全目標

「優れた自然環境」の区分は、表 2-1 に示すとおり、以下の 5 つとし、各区分の保全目標は表 2-2 に示すとおりとします。

表 2-1. 優れた自然環境の定義

区分（表示記号）	定義	内容
厳正保全地区（S） The areas of strict conservation	植生自然度 9～10 で原生的自然を有する地区	・自然度が高く特に重要な植生を含む地区 ・特に重要な動植物種が生息・生育する地区
高度保全地区（H） The areas of high-level conservation	植生自然度 7～8 で盛岡市域では特異性の高い環境を有する地区	・自然度が高く重要な植生を含む地区 ・重要な動植物種が生息・生育する地区
保全地区（M） The areas of middle-level conservation	植生自然度 6 または高度保全地区に近い優れた自然を有する地区	・二次的自然環境の中でも比較的的自然度が高いと判断される重要な植生を含む地区 ・重要な動植物種が生息・生育する地区
保全配慮地区（C） The areas of conservation	植生自然度 5 の地区または植生自然度 6 であるが規模の小さい地区	・二次的自然環境の中でも比較的的人為性が強いと判断される環境を含む地区 ・重要な動植物種が生息・生育する地区
修復育成地区（R） The areas of restoration	植生自然度 4 以下であるが、市街地で特徴的な自然環境を有する地区	・自然環境が強度に改変されあるいはほとんど欠くことにより概ね人為的環境となっている地区

表 2-2. 優れた自然環境の保全目標

区分（表示記号）	保全目標	保全施策の方向
厳正保全地区（S）	・特に重要な植生について保護・保全を図る。 ・特に重要な動植物種についてその生息・生育環境も含めて保護・保全を図る。	・植生や動植物の生息・生育環境の改変は原則として避ける。 ・事業の実施に当たっては調査等により現況を把握し保全に万全を期する。
高度保全地区（H）	・重要な植生について最大限保全を図る。 ・重要な動植物種についてその生息・生育環境も含めて最大限保全を図る。	・事業の実施に当たっては調査等により現況を把握し保全に万全を期する。
保全地区（M）	・重要な植生について適正な保全を図る。 ・重要な動植物種についてその生息・生育環境も含めて適正な保全を図る。	・事業の実施に当たっては調査等により現況を把握し積極的な保全に努める。

区分（表示記号）	保全目標	保全施策の方向
保全配慮地区（C）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境と十分に調和した社会活動が営まれるよう配慮しながら、環境の保全を図る。</li> <li>・重要な動植物種についてその生息・生育環境も含めて適正な保全を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に当たっては調査等により現況を把握し自然環境の保全に配慮する。</li> </ul>
修復育成地区（R）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・残された自然の保全を図るとともに、自然環境と調和した生活空間の創出を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境に留意しながら適正な利用に努めるとともに緑地などの自然環境の修復、育成に努める。</li> </ul>

なお、自然環境保全地域、自然公園など法令等による規制の対象となっている地域については、法令等の趣旨に従い、その適正な運用を図ることを基本とします。

「優れた自然環境」で見られる重要な動植物種とは、環境省レッドリスト掲載種、いわてレッドデータブック掲載種及びそれに相当すると認められる種とします。種の重要性の度合い及び保全目標・方向性については、レッドリストやレッドデータブックで示されたものを基本としながら、現状を確認することで客観的に判断しながら対応するものとします。その他、自然環境の保全に当たっては、次のことに留意するものとします。

- (1) 重要な野生動植物の保全のために、必要に応じて自然環境保全地域や鳥獣保護区などの指定または設定を関係機関に働きかける他、市内における重要な野生動植物の実態について、自然環境基礎調査などを通じて明らかにし、それらの保全方策の検討を行う。
- (2) 盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例に基づき、環境保護地区の指定を行うなど、重要な環境を有する地区等の保全と継承に努める。
- (3) 野生生物の生息地や生息に適した環境の保全に当たっては、森林や河川の流域などの連続性、一体性に配慮し、保全を進める。
- (4) 農山村地域においては、自然に対する人間の活動の適度な介在により、独特に調和した環境を形成しており、そこに適応した生物の生息・生育の場となっているので、今後とも隣接する森林や農地の適正な維持・管理及び保全の重要性に留意する。
- (5) 外来種の増加が、環境の質の低下や貴重動植物の減少に大きく影響を与えることが考慮される場合は、外来種駆除を保全対策のひとつとして検討することとする。特に法的に駆除の対象となっている特定外来生物に指定されている種については積極的に駆除を行うものとする。

- (6) 貴重な動植物のうち、盗掘や違法な採集の対象となると考えられる種については、種名を公表しないなどの配慮を行うこととする。

### 2-3 「優れた自然環境」の選定

植生自然度による区分に基づく環境評価の考え方により、植生自然度5以上がまとまって存在する地区を「優れた自然環境」として選定しました。

また、植生自然度が4以下で、市街地にあるような地区であっても、周囲の環境と比較して貴重性の高い植生が見られるなど、特徴的な自然環境を有する場合は選定対象としました。

選定された「優れた自然環境」は表3に示すとおりです。

表3. 優れた自然環境一覧(1)

区分	地区名	環境の特徴	植生自然度
S 1	砂子沢源流・毛無森地区	市内唯一の極相林と高山帯・亜高山帯。植生の垂直分布が明瞭に認められる。ツキノワグマ等原生的環境に固有の多様な生物相を持つ	10, 9, 8
H 1	雫石川下流地区	市街地中心部に隣接するが、わんどや細流, ヨシ原等, 高い自然度を有し, 河畔には大規模な緑地を形成している。渡り鳥の主要な中継地として知られる	8, 7
H 2	下厨川地区	谷湿原が遺存, モリオカツトガ, サワギキョウ等湿地性の遺存種	8
H 3	砂子沢地区	ブナ極相林, 沢通林が通る	8
H 4	阿部館山地区・甲子又沢源流地区	ブナ林, ダケカンバ林, チシマザサ群落	8, 6
H 5	北上川南部地区	河畔林, ヨシ原, わんど, 細流等の高い自然度を有する	8, 7, 2
H 6	上川目地区	大径木のケヤキ林を有する	8, 6, 5
H 7	生出湧口	国道に隣接しているが, 豊富で清冽な湧水により高い自然度を有し, ヒンジモの生育地として知られる。身近な水辺となっている。	7
M 1	御大堂地区	ダケカンバ, チシマザサ群落	6
M 2	第二飛鳥トンネル付近	ミズナラ林及び北上高地の特徴的景観となるシラカンバ林が点在する	6
M 3	大欠山, 宰郷山地区	アカマツが混じるクリ, コナラ林, ヒメギフチョウ生息地	6, 5, 4
M 4	猪去沢林道・箱ヶ森・赤林山地区	上部はブナ林, 下部は二次林, サワグルミ林	6, 5, 4
M 5	下川目地区	築川下流部で唯一の自然河川域	6, 5
M 6	油田地区	平野部唯一の大規模なハンノキ林	6

表 3. 優れた自然環境一覧(2)

区分	地区名	環境の特徴	植生自然度
M 7	名乗沢地区	クリ, コナラ林, サクラソウ生育地, ハナカジカ生息地	6, 5
M 8	米内川上流地区	ミズナラ林, 連続した溪畔林, ヒメギフチョウ生育地	6, 5, 4
M 9	中津川上流地区	ミズナラ林, 連続した溪畔林, イヌワシ生育地	6, 5, 4
M10	朝島山地区	若齢のものが多いがまとまった落葉広葉樹林がある。山頂にはブナが残る	5
M11	永井地区	多様な景観を持つため池群を初めとする貴重な, 湿地環境及び落葉広葉樹林	6, 5, 4, 2
M12	奴屋敷・大日向地区	ブナが混じる落葉広葉樹林及びため池, 湿地を有する里山環境。ハナカジカ生息地	6, 5, 4, 2
M13	武道地区	ため池を中心とした里山環境, タナゴの生息地	6, 5, 2
C 1	四十四田ダム周辺地区	湖岸の落葉広葉樹林と湿地環境。サクラソウを始めとする貴重な種が生育・生息	5
C 2	萩内沢地区	沢沿いの明るい森林, ヒメギフチョウ生息地	5, 4, 3
C 3	妙泉寺山地区	市街地に残存する森林環境, トウホクサンショウウオ生息地	5, 4
C 4	三馬橋・蛇ノ島地区	市街地にある連続した河畔林	5, 4
C 5	三本柳地区	北上川沿いのまとまった落葉広葉樹林	5
C 6	大ケ生坑地区	ヒメギフチョウ, トウホクサンショウウオ生息地	5
C 7	万寿坑地区	コウモリ類生息地, ヒメギフチョウ, トウホクサンショウウオ生息地	5
C 8	愛宕山地区	広範囲の落葉広葉樹林, 身近な緑地, 身近な散策地	5, 4, 3
C 9	高松地区	ハクチョウ, カモ類渡来地。市街地に残る森林と湿地環境	5, 4, 3
C 10	外山岸地区	市街地に隣接する落葉広葉樹林	5, 4
C 11	黒岩・小鹿公園地区	市街地に隣接する落葉広葉樹林, 湿地, 草地	5, 4
C 12	岩山地区	落葉広葉樹林, 身近な里山, 重要な眺望地点	5, 4
C 13	下米内・綱取ダム地区	里山としての典型的な落葉広葉樹林, ゲンジボタル生息地	5
C 14	上米内・高洞山地区	落葉広葉樹林, 山間田園地帯の自然が残る	5, 4, 3
C 15	根田茂・砂子沢地区	山間田園地帯の自然が残る。里山景観上, 貴重な場所	6, 5
C 16	飯岡山地区	良好な落葉広葉樹林, 里山景観	5, 4
C 17	沢口山地区	良好な落葉広葉樹林, 里山景観	5, 4
C 18	松園アカマツ林	市街地に隣接する樹林, 身近な緑地	6
C 19	蝶ヶ森地区	市街地に隣接する落葉広葉樹林	5, 4
C 20	高屋敷クヌギ林	市内随一の大径クヌギ林	6

表 3. 優れた自然環境一覧(3)

区分	地区名	環境の特徴	植生自然度
C 21	下米内地区	市街地に隣接するまとまった落葉広葉樹林	5, 4
C 22	鱧山地区	市街地に隣接するまとまった落葉広葉樹林	5, 4
C 23	生出川地区	湧水を水源とする河川で特有の生物相が見られる。河畔林地が連なる。	5, 4, 3
C 24	柴沢地区	谷津田を中心とした里山環境が残された農耕地, 落葉広葉樹林	5, 4, 2
C 25	松内地区	丘陵地に残されたまとまった落葉広葉樹林及びホタル生息地	5, 4, 3, 2
C 26	好摩地区	丘陵地に広がるコナラを中心とする落葉広葉樹及びアカマツの林	5, 4, 3
C 27	日戸八幡神社地区	ヒメギフチョウ生息地	5, 4
C 28	白沢地区	清冽な沢及び周囲の森林。低標高地ながらトワダカワゲラの生息地	5, 4, 3
C 29	北上川北部地区	連続した河岸林	5
C 30	渋民地区クヌギ林	玉山区唯一のクヌギ林	6
C 31	愛宕の森地区	ため池及び湿地を中心とした里山環境, 身近な緑地	5, 4, 2
C 32	渋民地区の谷津田環境	温水田, ため池, 沢を中心とした里山環境。ハナカジカ生息地	5, 4, 2
C 33	山屋地区	ミズバショウが生息する湿地及び周囲の森林	5, 4, 3
C 34	馬場沢目地区	温水田, 棚田が残された里山環境	5, 4, 2
C 35	寺林地区	森林に囲まれたため池を中心とする里山環境	5, 4, 2
C 36	桑畑地区	沢沿いの森林・農地環境。サクラソウ生息地	5, 4
C 37	田茂内川下流地区	山地から流れる沢沿いの河川環境。ナガミノツルケマン生息地	5, 4
C 38	送仙山地区	広がりのあるアカマツ林, ランドマークとして重要な山塊	6, 4
R 1	高松神社地区	市街地内緑地 (アカマツ大径木林), ランドマークとして重要な丘陵	4
R 2	天満宮地区	市街地内緑地 (スギ大径木林)	4
R 3	安倍館地区	市街地内緑地 (ケヤキ大径木林, 河畔林)	4
R 4	中津川・川留稲荷地区	市街地内の貴重な河川環境及び緑地 (スギ, ケヤキ大径木林)	4
R 5	北山寺院群地区	市街地内緑地 (スギ, ケヤキ大径木林), 丘陵地から連続する森林	4
R 6	寺ノ下寺院群地区	市街地内緑地 (スギ大径木林)	4



表 3. 優れた自然環境一覧(4)

区分	地区名	環境の特徴	植生自然度
R 7	永祥院地区	商業区域内の緑地（スギ，ケヤキ大径木林）	4
R 8	八幡宮地区	河南地区では最大規模の緑地（アカマツ，スギ大径木林）	4
R 9	厨川稲荷神社地区	市街地内緑地（スギ，ケヤキ大径木林）	4
R 10	大宮神社地区	太田地区では最大規模の緑地（スギ，モミ，ケヤキの大径木）	4
R 11	盛岡城跡公園	市街地内にある大規模な緑地（スギ，トチノキ，クヌギ等の大径木多数）	4
R 12	県営運動公園	市街地内緑地（トチノキ，ケヤキ，ユリノキ等），貴重な水辺環境	4
R 13	岩手大学構内	市街地内緑地（ユリノキ，スギ等大径木林），貴重な水辺環境	4
R 14	法領神社地区	市街地に隣接する緑地（エゾエノキ，ハルニレ大径木）	4
R 15	夜更森地区	玉山区市街地内の緑地（アカマツ林），重要な眺望地点	4
R 16	姫神嶽神社地区	小規模な里山環境，スギ大径木林	4, 2
R 17	芋田蒼前駒形神社地区	市街地に近い緑地（スギ大径木林，エゾエノキ大径木）	4
R 18	渋民公園地区	玉山区市街地内緑地（キハダ大径木），重要な眺望地点	4, 2

#### 2-4 「優れた自然環境」の位置図

「優れた自然環境」の各地区の位置は図 2-1（旧市域）及び図 2-2（玉山区）に示しました。

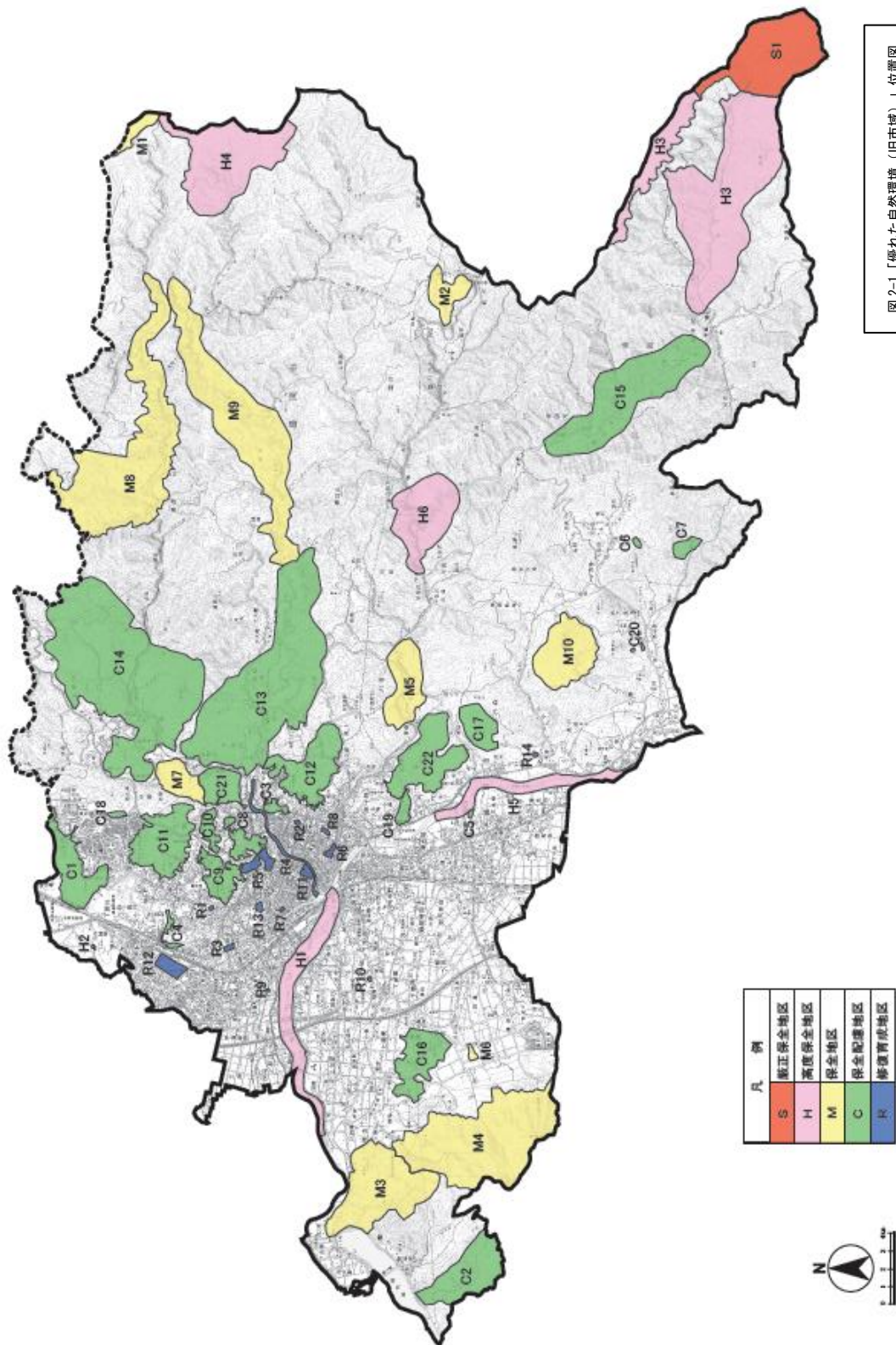
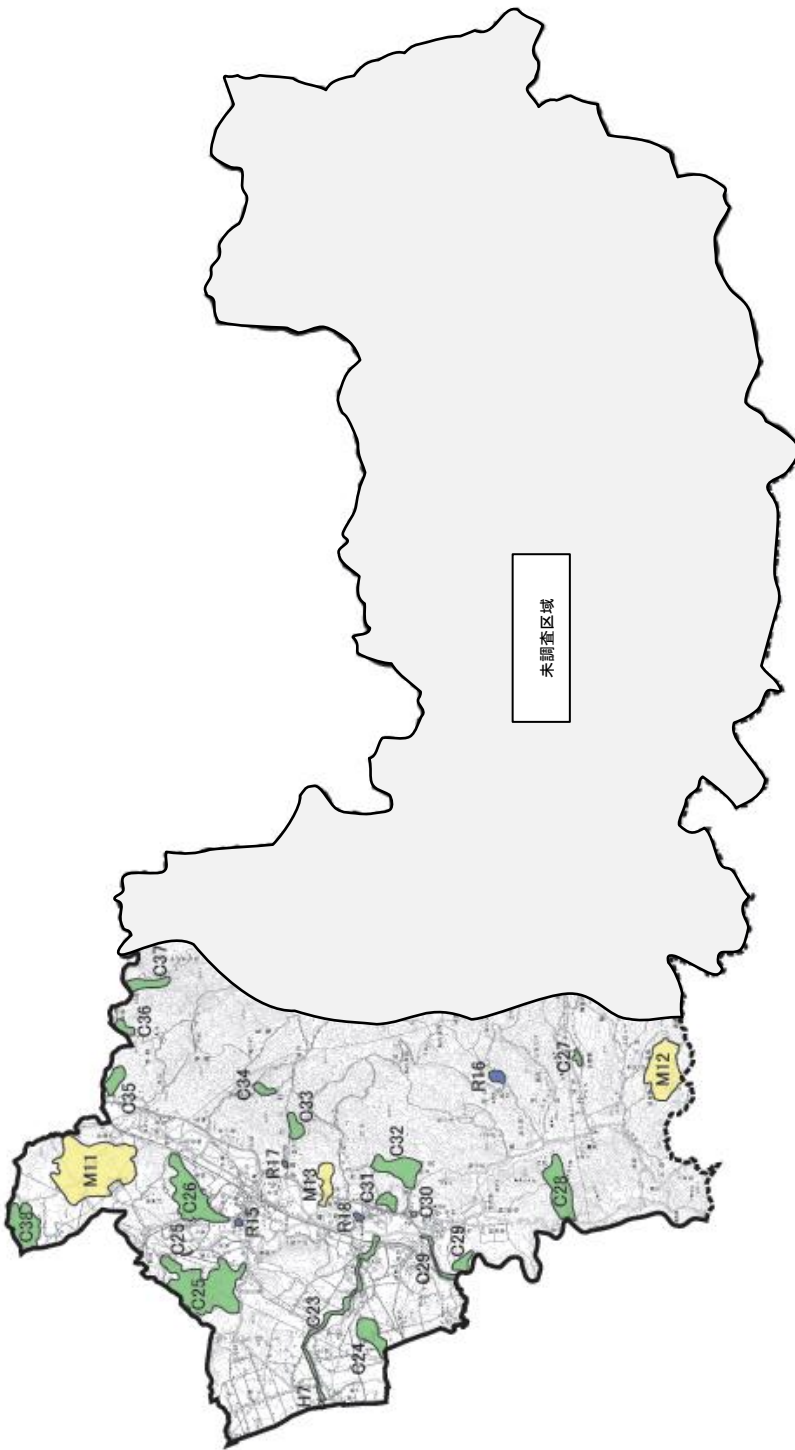


图 2-1 「優れた自然環境（旧市域）」位置図



凡例	
S	緑正緑全地区
H	高圧線全地区
M	供全地区
C	保全配線地区
R	緑道貫通地区

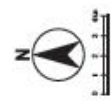


図 2-2 「優れた自然環境（玉山区）」位置図

### 3 身近な自然環境

#### 3-1 「身近な自然環境」における環境評価の考え方

市民生活と密接に関わる「身近な自然環境」では、「岩手県自然環境保全指針」で示された「身近な自然」の類型区分を使用しました（表4に示すとおりです）。

岩手県自然環境保全指針では「身近な自然」を下記のとおり規定しています。

- (1) 地域住民が、ふれあい、やすらぎ、親しみ等様々に活用している自然の地域
- (2) 地域住民に快適な生活、文化環境を提供している自然の地域
- (3) 現時点では、地域住民の日常生活とのかかわりは必ずしも多くないが、近い将来保健、休養、学習の場として活用が期待される自然の地域

以上の規定を踏まえ且つ「今後ともその状態を維持していくことが重要である地域」としてしています。

「身近な自然環境」においては、環境の特性上、評価や保全目標を設定せず、岩手県自然環境保全指針を基に、保全上配慮すべき事項を示すこととして、取りまとめました。

表4. 身近な自然環境の類型区分

項 目		主 な 内 容
身近な みどり	1 街角のみどり	並木、街路樹、街角の小公園や広場、沿道の大きな樹木など
	2 建物周りのみどり	身近な社寺林、屋敷林、庭園、生け垣、建物周りの大きな樹木など
	3 緑豊かな公園等	都市公園・緑地、自然公園、緑豊かな遊園地、緑に囲まれた広場など
	4 緑豊かな田園	樹林と混在した田畑、耕地防風林、樹林の中の人工草地など
	5 緑豊かな山林・原野等	身近な丘陵地、野生生物の生息地、自然草地、特徴のある人工植生、特徴ある景観を形成する樹林、身近な湿原、身近な海岸林・河畔林など
身近な 水辺	1 池、湖沼、湧水地などの水辺	身近な天然湖沼、身近な人工湖・溜池、水鳥の集まる湖沼、野生生物の生息する湖沼、身近な湧水地、身近な湿原・湿地、その他の身近な湖沼景観地など
	2 河川、水路などの水辺	身近な河川、生物豊かな流れ、身近な疎水・水路、ホタル等の棲む水辺、身近な滝、身近な溪谷、その他の身近な河川景観地など
	3 海辺	身近な浜辺・干潟、身近な岩礁、水鳥の集まる浜辺、身近な岬や島、その他の身近な海岸景観地など
身近な 文化	1 身近な信仰地	身近な境内地、街角の小さな祠、信仰対象となっている樹木・樹林、その他の身近な信仰地など
	2 身近な歴史地区	由緒・由来のある神社・仏閣、身近な遺跡、古い街並、歴史的建造物、その他の身近な歴史地区など
	3 身近な伝説地	伝説・伝承の舞台となった水辺や緑、文学作品の対象となった水辺や緑、伝説・伝承や文学作品に登場する構造物、その他の身近な伝説地など
	4 自慢できる自然物	巨木・名木（林）、巨石（岩）、地域の地形・景観、洞穴（鍾乳洞）

身近な 野外レ クリエ ーショ ン空間	1 身近な散策休憩地	身近な広場・公園、花見の場、遊歩道、散策路、ハイキングの場、遠足の場など
	2 身近な景勝地	郷土の展望地、身近な名勝・地形など
	3 身近な保養地	身近な湯治場、地域住民が日常的に利用する温泉など、森林浴の場
	4 身近な自然探勝地	身近な昆虫採集の場、野鳥観察の場、野草等植物観察の場、山菜取りの場、きのこ取りの場、魚釣りの場、潮干狩りの場など
	5 身近な野外活動地	地域住民が日常的に利用するスキーの場、キャンプ場、身近な広場、サイクリングロード、ボート遊びの場など

（「岩手県自然環境保全指針」（平成11年3月策定）より引用）

### 3-2 「身近な自然環境」の保全配慮事項

「身近な自然環境」は、「岩手県自然環境保全指針」の基準に基づき、今回盛岡市域の中から選定しました（「優れた自然環境」と重複する地区を除く）。

保全に関わる配慮事項は「岩手県自然環境保全指針」で掲げられた基準に倣い、表5に示すとおりとします。

なお、自然公園、保安林、天然記念物等など法令等により指定されているものについては、法令等の趣旨に沿った適切な維持管理に努めるものとします。

表5. 身近な自然環境の保全配慮事項

区分	内容	配慮事項
身近なみどり	街角や建物周りのみどり、公園、田園、山林原野などで、並木や街路樹、社寺林や屋敷林、庭園や生け垣、まちはずれの一本杉、樹林と混在した田畑、丘陵地、野生生物の生息地、河畔林などを含む。	<ul style="list-style-type: none"> <li>街角や建物周りのみどりは、街並みを景観的に和らげ緑陰の形成や緑のネットワーク形成などの機能を有することから、その保全、育成及び整備が望ましい。</li> <li>社寺林や屋敷林などのまとまりのある緑は線的な緑の多い市街地に景観的な核を形成すること、樹林と混在した田園などは原風景を感じさせる要素であること、丘陵地や自然草地などは豊かな自然との接点ともなることから、その維持が望ましい。</li> <li>都市公園、緑地、広場などは、緑陰、散策、休憩など憩いの場としての拠点となることから、さらなる整備・充実が望ましい。</li> </ul>
身近な水辺	池や湖沼、河川、湧水などで、水鳥の集まる湖沼や鮭の遡る川、ホタルの飛ぶせせらぎ、湿地、溪谷、滝などを含む。	<ul style="list-style-type: none"> <li>野生生物の生息・生育の場であり、自然とふれあえる場であることから、周辺も含めた環境の保全と再生及び適切な活用が望ましい。</li> <li>湖沼、溜池、湿地などについては、周辺の樹林地等の保全による水質の保全及び水量の確保が望ましい。</li> </ul>

		・河川や水路などにおいては、緑の保全とともに野生生物の生息・生育環境の再生などが望ましい。
身近な文化	信仰の場や歴史的地区、誇れる自然物などで、由緒ある寺社や街並み、遺跡、街角の小さな祠、伝説・伝承・文学作品等の舞台となっている場所、そして、巨木、名木、巨岩、特異な地形などを含む。	・日々の信仰、遊び、祭り、行事などを通じ、地域の誇りや一体感の醸成、精神的潤いなどに大きな役割を持つことから、周辺環境も含めた保全、存続を図ることが望ましい。
身近な野外レクリエーション空間	散策地、休憩地、景勝地、保養地、自然探勝地、野外活動地などで、花見や紅葉狩りの場、湯治場や森林浴の森、昆虫採集・野鳥観察・野草観察などの場、キャンプ場などを含む。	・地域での交流や家族・友人とのふれあい、自然とのふれあいなどの場として重要であることから、基盤となる自然環境の維持と修復及び安全快適な諸活動を行うための整備が望ましい。また、活動の場と自然環境を保全する場の明確な区分が望ましい。

（「岩手県自然環境保全指針」（平成11年3月策定）より引用・改変）

### 3-3 「身近な自然環境」一覧

「身近な自然環境」に選定された地区は表6に示すとおりです。

凡 例		文化	ア：身近な信仰地
みどり (身近なみどり)	ア：街角のみどり	(身近な文化)	イ：身近な歴史地区
	イ：建物周りのみどり		ウ：身近な伝説地
	ウ：緑豊かな公園等		エ：自慢できる自然物
	エ：緑豊かな田園	レク	ア：身近な散策休憩地
	オ：緑豊かな山林・原野等	(身近な野外レクリエーション空間)	イ：身近な景勝地
水辺 (身近な水辺)	ア：池、湖沼、湧水地などの水辺		ウ：身近な保養地
	イ：河川、水路などの水辺		エ：身近な自然探勝地
	ウ：海辺		オ：身近な野外活動地

表6. 身近な自然環境一覧 (1)

名称	みどり	水辺	文化	レク	法令指定等
盛岡市都南つどいの森	ウ	ア		アオ	
三沢川（湯沢3地割地内）	オ	イ			
湯沢緑地	アウ				都市緑地
湯沢中央公園	ウ	ア		アオ	地区公園
油田付近の溜池		ア			
犬ヶ森北部一帯	オ				
柄目のカツラ	ア		ウエ		景観重要樹木



表6. 身近な自然環境一覧 (2)

名称	みどり	水辺	文化	レク	法令指定等
菖蒲田のカヤ	イ		エ		市指定天然記念物
花林山如法寺			アウ		市指定有形民俗文化財あり
乙部館跡			イ		
瀧源寺のシダレカツラ	イ		アウエ		国指定天然記念物
盛岡市大ケ生ふるさと学習センター				オ	市ふるさと学習センター条例
高陣山周辺	オ				
北上川・雫石川河川敷自転車専用道からの眺望		イ		オ	
館林神社のスギ	イ		アイウエ	ア	景観重要樹木
夏屋敷のキャラボク	イ		エ		市指定天然記念物
清水寺のイチョウ	イ		アエ		景観重要樹木
峰崎のカヤ	ア		エ		景観重要樹木
法領神社のハルニレとエゾエノキ	イ		アウエ	アエ	景観重要樹木
多賀神社	イ		アウエ	ア	
都南中央公園	ウ			アオ	地区公園
北上川河川緑地	ウ	イ		ア	都市緑地
津志田近隣公園	ウ			アオ	近隣公園
区界高原少年自然の家				オ	市少年自然の家条例
大ケ生妻ノ神のスギ	ア		エ	エ	景観重要樹木
板橋神社のスギ	イ		アイウエ	アエ	景観重要樹木
宮古街道の一里塚	ア		イ		市指定文化財
館市館跡	ア		イ		
湯ノ館跡	ア		イ		
薬師神社のクロビ	イ		エ		市指定天然記念物
御所湖一帯	ウ	ア		アイエオ	広域公園・都市緑地
志波城跡			イ		国指定史跡
三川合流点	ウオ	イ		アエオ	街区公園（北上川公園）
穴口の桜並木	ア			ア	（都市景観緑賞）
宰郷のケヤキ	イ		エ		市指定天然記念物
つなぎ十文字の湧水		ア			
下太田井上氏のドウダンツツジ生垣	ア		エ		景観重要樹木
中太田のアズマヒガン	ウ		エ		
上厨川新田の街路樹	ア		エ		
青山のポプラ	ア		エ		景観重要樹木
上堂一丁目緑地	アウ			ア	都市緑地

表6. 身近な自然環境一覧 (3)

名称	みどり	水辺	文化	レク	法令指定等
上堂二丁目青山四丁目線ケヤキ並木	ア				(街路樹)
稲荷町谷地頭線イチョウ・オオヤマザクラ	ア				(街路樹)
みたけ緑道	ア				都市緑地
シダレカツラ (肴町)	イ		エ		国指定天然記念物
旧宇津野発電所			イ		市指定文化財
築川	オ	イ		ウエ	
南仙北のケンポナシ	ア		エ		市指定天然記念物
仙北小学校のプラタナス・ケヤキ群	イ		エ	イ	景観重要樹木
仙北町高屋稲荷のケヤキ	ア		イエ		景観重要樹木
徳清			イ		保存建造物
原敬生家			イ		保存建造物・市指定文化財
明治橋際の御蔵			イ		保存建造物・市指定文化財
円光寺地区・円光寺本堂	イ		アイエ		環境保護地区・保存建造物
川鉄			イ		保存建造物
大慈寺小学校のノニレ・ケヤキ	イ		エ	アイ	景観重要樹木
老梅院茶室・老梅園	イ		イ		保存建造物・保護庭園
木津屋池野藤兵衛家住宅			イ		県指定文化財
小鷹佐藤氏のキタゴヨウ	イ		エ		景観重要樹木
浜藤の酒蔵			イ		保存建造物
上小路のエゾエノキ	イ		エ		景観重要樹木
石造十六羅漢付五智如来			イ		市指定文化財
東中野片岡のアカマツ	イ		エ		景観重要樹木
白滝川		イ		ア	
中央公園	ウ			アオ	総合公園
杉土手緑地	ア	イ			都市緑地
旧宣教師館			イ		保存建造物
開運橋から旭橋に至る緑道・花の回廊	アウ	イ		ア	都市緑地(一部)
岩手女子高校のエゾエノキ・ケヤキ	ア		エ		景観重要樹木
中津川周辺		イ	エ	アイエ	環境保護地区
盛香山永泉寺	イ		アイウエ		市指定文化財・景観重要樹木
南大通佐々木氏のシダレカツラ	イ		エ		景観重要樹木
小泉邸庭園	イ	ア			保護庭園
旧石井県令私邸			イ		保存建造物
馬場町村井氏のイチョウ	イ		エ		景観重要樹木



表6. 身近な自然環境一覧 (4)

名称	みどり	水辺	文化	レク	法令指定等
新渡戸緑地	ア		イ		
シダレカツラ (門)	イ		エ		国指定天然記念物
賜松園緑地	アウ		イウ		保護庭園・都市緑地
杜陵小学校のケヤキ	イ		エ		景観重要樹木
斗米山長福院			ア		市指定文化財あり
テレビ岩手庭園	ウ				(都市景観緑賞)
県合同庁舎前のユリノキ・ケヤキ群	アウ		エ		景観重要樹木
内丸緑地	アウ				都市緑地
東北電力岩手支店与の字橋灯りの広場	ア				(都市景観緑賞)
桜山神社			アイエ		国・県・市指定文化財あり
盛岡城跡公園周辺	ウ	ア	イウエ	アオ	国指定史跡・市指定文化財あり, 総合公園
歴史的保存建造物群地区	イ		ウ		保存建造物・国指定重要文化財
住吉神社のイチョウ・ケヤキ	イ		アウエ		景観重要樹木
夕顔瀬堂前のケヤキ	イ		アイエ		景観重要樹木
パレロワイヤル盛岡中庭	イ				(都市景観緑賞)
夕顔瀬橋際のシンジュ・ケヤキ群	アウ		エ	ア	景観重要樹木
石川啄木新婚の家			イウ		市指定文化財
武田邸	ウ	ア	イ		保護庭園・保存建造物
材木町の街並み		イ	イ	アエ	保存建造物あり
水養山永祥院	イ		アウ	ア	環境保護地区
日影門緑地	アウ		イ	ア	都市緑地
盛岡地方裁判所の石割ザクラ	イウ		ウエ	ア	国指定天然記念物
裁判所のモミ	ア		エ		景観重要樹木
三ツ石神社 (岩の手形)	イ		アイウエ		
上の橋周辺	オ	イ	イエ	ア	国指定重要美術品・景観重要樹木・保存建造物あり
鍛冶町一里塚跡			イ		市指定文化財
紺屋町長岡氏のシンジュとキヅタ	イ		エ		景観重要樹木
石造地藏菩薩坐像 (大智田中地藏尊)			アウ		市指定文化財
仁王小学校のケヤキ・ハナキササゲ	イ		エ		景観重要樹木
加賀野二丁目5号線ライラック通り	ア				(街路樹)
舞妓の藤	イ		ウエ		景観重要樹木
中央公民館庭園及び旧中村家住宅	ウ	ア		ア	国指定文化財
中津川ほたるのみち, 浅岸せせらぎのみち		イ			浅岸地区土地区画整理事業
綱取公園	ウ	ア		アオ	特殊公園

表6. 身近な自然環境一覧 (5)

名称	みどり	水辺	文化	レク	法令指定等
巖鷲山天昌寺	イ		アエ		景観重要樹木・市指定文化財あり
前九年公園	ウ			アオ	近隣公園
敵見ヶ森稲荷のケヤキ	イ		アイエ		景観重要樹木
下田邸・宿田の夫婦ケヤキ	ウ				保護庭園・景観重要樹木
岩手大学農学部 (旧盛岡高等農林学校)	ウ		イ		国指定文化財
愛宕山地区周辺	ウオ		アイエ	アエ	環境保護地区・特殊公園
山岸せせらぎ水路		イ		ア	
山岸小学校のユリノキ・モミ・イチヨウ群・ノニレ	イ		エ		景観重要樹木
宝珠盛岡山永福寺	イ		ア		市指定文化財あり
一ノ倉邸庭園	イ	イ	イエ	ア	保護庭園
箱清水		ア			
もみじの里づくり (高松二丁目地内)	ア				(都市景観緑賞)
岩清水のケヤキ	イ	ア	ウエ		景観重要樹木
佐々木館跡			イ		
上米内の伊勢清水		ア			
旧奥州街道の松並木・上田一里塚	ア		ウエ		県指定文化財・景観重要樹木
黒石野下田邸のシダレザクラ・サイカチ	イ		エ		
富士見台緑地	ア				都市緑地
名乗坂のエドヒガン	ア		エ		市指定天然記念物
東黒石野公園	ウ			アオ	近隣公園
山岸のカキツバタ群落	オ	ア		エ	県指定天然記念物
米内浄水場とヤエベニシダレヒガン群	イ	ア	イエ	ア	国指定文化財・保存建造物・景観重要樹木
米内館跡			イ		
川目吉田氏の千本カツラ	イ		ウエ		景観重要樹木
イヌワシ生息地	オ				国指定天然記念物
家畜改良センター岩手牧場前の湿原	オ	ア			
四十四田公園及び周辺	ウオ	ア		アオ	
藤野家住宅			イ		国指定文化財
佐々木家住宅			イ		国指定文化財
松園子ども自然観察園	アウオ	イ		アエ	
松園中央公園	ウ		ア	アオ	近隣公園
せせらぎ緑地	ア	イ		ア	都市緑地
緑の里近隣公園	ウ			ア	近隣公園
松園東近隣公園	ウ			アオ	近隣公園

表6. 身近な自然環境一覧 (6)

名称	みどり	水辺	文化	レク	法令指定等
上米内のシダレザクラ	イ		エ		市指定天然記念物
大堂一里塚	ア		イ		市指定文化財
小野松一里塚2基	ア		イ		県指定文化財
北松園緑地	ウオ			ア	都市緑地
盛岡市外山森林公園	オ	イ		オ	
太田スポーツセンター(キャンプ場)	オ			アエオ	
近郊自然歩道「太田薬師コース」	オ	イ	アエ	アエ	
盛岡ハイランドスキー場				オ	
近郊自然歩道「高松・四十四田コース」	ウエオ	アイ	ウエ	アウエオ	
近郊自然歩道「北山散策路」	ウオ	ア	アウエ	アエ	
近郊自然歩道「白滝コース」	ウエオ	イ	エ	アエ	
近郊自然歩道「岩山散策路」	ウオ	ア	ウエ	アウエオ	
岩山パークスキー場				オ	
近郊自然歩道「蝶ヶ森・たたら山コース」	ウエオ		ウエ	アエオ	
近郊自然歩道「大志田・中津川コース」	エオ	イ	エ	アエ	
近郊自然歩道「太田薬師コース」	エオ		アエ	アエ	
黒森山登山道	オ	ア	エ	アエ	
新堰1号幹線親水ふれあい遊歩道	ア	イ			
南昌荘	イ				保護庭園・保存建造物
旧盛岡銀行			イ		国指定文化財・保存建造物
旧第九十銀行			イ		国指定文化財・保存建造物
旧盛岡貯蓄銀行			イ		保存建造物
莫莖丸			イ		保存建造物
近郊自然歩道「二ツ森コース」	オ		エ	アエオ	
盛南公園	ウ			アオ	近隣公園
盛岡南公園	ウ			アオ	総合公園
上の橋緑地	ア			ア	都市緑地
手掛の松緑地	ア			ア	都市緑地
上堂緑地	ア			ア	都市緑地
加賀野緑地	ア			ア	都市緑地
新庄墓園	オ		ア	ウ	墓園
上の橋カキツバタ園		イ		イ	(都市景観緑賞)
みずほ銀行盛岡本町通支店の植栽	ア				(都市景観緑賞)
見前南中学校中庭	イ				(都市景観緑賞)

表6. 身近な自然環境一覧 (7)

名称	みどり	水辺	文化	レク	法令指定等
願教寺庭園	イ		アイ		(都市景観緑賞)
東大通の花壇	ア				(都市景観緑賞)
なかよし公園	アウ			ア	(都市景観緑賞)
アレ・ヴェール (緑の停車場)	ア			ア	(都市景観緑賞)
岩手女子高校のシングルフラワー	イ				(都市景観緑賞)
築川一里塚 北塚, 南塚 2 基	オ		イ		市指定文化財
曾利田一里塚 1 基	オ		イ		市指定文化財
大倉峠一里塚 1 基	オ		イ		市指定文化財
高畑一里塚 2 基	オ		イ		県指定文化財
木造地藏菩薩坐像 (酒買い地藏)	オ		アウ		市指定文化財
金刀毘羅神社の石燈籠	オ		アイ		市指定文化財
住吉神社の石燈籠	オ		アイ		市指定文化財
洪民公園	ウ		エ	ア	近隣公園・重要眺望地点
洪民緑地公園 (生命の森)	イ		ウエ	ア	
姫神山一本杉園地	オ	ア	エ	エオ	
常光寺			アエ		
東楽寺			アエ		県有形文化財あり
宝徳寺	イ		アエ		
巻堀神社	イ		ア		
岩洞湖	オ	ア		アエオ	重要眺望地点
岩洞湖家族旅行村	ウ	ア		アエオ	
生出スキー場				オ	
寺堤公園		ア		ア	
川崎緑地 (川崎展望地)	オ			イ	重要眺望地点
小出湧口		ア			
姫神山一本杉清水		ア			
玉山のシダレアカマツ	イ		エ		県指定文化財
姫神山一本杉	オ		エ		
柳平水辺公園		イ		ア	

## Ⅱ 盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例

昭和 46 年 12 月 25 日  
条例第 50 号

改正 昭和 51 年 3 月 30 日条例第 17 号  
平成 9 年 3 月 4 日条例第 2 号  
平成 10 年 3 月 26 日条例第 11 号  
平成 16 年 12 月 27 日条例第 48 号  
平成 27 年 10 月 30 日条例第 39 号

(目的)

第 1 条 この条例は、自然環境及び歴史的環境（以下「自然環境等」という。）の保全等に関し必要な措置を講ずることにより、現在及び将来にわたり、すぐれた自然環境と永い伝統にはぐくまれた歴史的環境とが調和する個性豊かな都市環境を保全し、かつ、創出することを目的とする。

(市等の責務)

第 2 条 市、事業者及び市民は、盛岡市環境基本条例（平成 10 年条例第 11 号）第 3 条に規定する基本理念にのっとり、自然環境等の適正な保全が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

第 3 条及び第 4 条 削除

(自然環境等保全計画の作成)

第 5 条 市長は、自然環境等の保全に関する施策に係る計画（以下「自然環境等保全計画」という。）を作成しなければならない。

2 市長は、自然環境等保全計画を作成し、又は変更しようとするときは、盛岡市環境審議会の意見を聴かなければならない。

(知識の普及等)

第 6 条 市長は、自然環境等の保全に関する知識の普及及び思想の高揚を図るとともに、自然環境等の保全に協力する団体の育成その他自然環境等の保全に関する住民の自主的活動の助長に努めなければならない。

(都市開発施策における自然環境等の保全の配慮)

第 7 条 市長は、新市街地の開発、市街地の再開発その他都市の開発に関する施策の策定及び実施に当たっては、自然環境等の保全に充分配慮しなければならない。

(地区等の指定)

第 8 条 市長は、自然環境等の保全を図るために必要があると認めるときは、次表の右欄に掲げる緑地、庭園、地区又は歴史的建造物をそれぞれ同表の当該左欄に定める地区、庭園又は建造物（以下「地区等」という。）として指定することができる。

環境保護地区	住民の保健及び休養のため又は都市景観上保護することが必要な緑地
保護庭園	環境保護地区の緑地に準ずる機能を有する庭園又は屋敷林
環境緑化地区	道路の沿線又は緑地の少ない地域のうち積極的に修景緑化を図ることが必要な地区
保存建造物	由緒、由来のある建造物又は都市景観上保存することが必要な歴史的建造物

2 市長は、地区等の指定をしようとするときは、盛岡市環境審議会の意見を聴かなければならない。当該指定の変更又は解除をしようとするときも、同様とする。

3 市長は、地区等の指定をするときは、告示しなければならない。当該指定の変更又は解除をするときも、同様とする。

(標識の設置)

第9条 市長は、地区等の指定をしたときは、当該地区等に当該地区等である旨を表示した標識を設けるものとする。

2 何人も、前項の規定により設けられた標識を市長の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

(行為の届出等)

第10条 環境保護地区の区域内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者、保護庭園に関してその現状を変更し、又はその保護に影響を及ぼす行為をしようとする者及び保存建造物に関して新築、増築、改築、移転又は撤去をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。

(1) 建築物その他の工作物の新築、増築、改築又は移転

(2) 宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更

(3) 木竹の伐採

(4) 土石類の採取

2 国若しくは他の地方公共団体又は公共的目的を有する法人で規則で定めるものが行う前項に掲げる行為については、同項の規定は適用しない。この場合において、これらの者は、その行為をしようとするときは、あらかじめ市長に通知しなければならない。

3 市長は、第1項の届出があつた場合において、地区等の指定の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(適用除外)

第11条 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるものについては、前条の規定は適用しない。

(援助)

第12条 市長は、自然環境等の保全に資するため必要があると認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付その他の援助をすることができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、科料に処する。

(1) 第9条第2項の規定に違反した者

(2) 第10条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の科料を科する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条から第12条まで並びに第20条及び第21条の規定は、公布の日から起算して6月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和47年規則第20号で昭和47年6月24日から施行)

附 則 (昭和51年条例第17号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条第1項及び第10条第1項の改正規定は、昭和51年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に盛岡市自然環境保全審議会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日において盛岡市自然環境等保全審議会の委員に委嘱されたものとみなす。
- 3 この条例の施行の日以後における盛岡市自然環境等保全審議会の委員の最初の任期は、改正後の盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例第14条第3項の規定にかかわらず、昭和51年11月24日までとする。

附 則 (平成9年条例第2号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年条例第11号抄)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年条例第48号抄)

この条例は、平成17年1月26日から施行する。

附 則 (平成27年条例第39条)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

### Ⅲ 盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例施行規則

昭和 47 年 11 月 21 日  
規則第 30 号

改正 昭和 51 年 6 月 26 日規則第 19 号  
平成 7 年 6 月 28 日規則第 33 号  
平成 9 年 3 月 27 日規則第 9 号  
平成 10 年 3 月 30 日規則第 24 号  
平成 11 年 3 月 29 日規則第 14 号  
平成 11 年 9 月 30 日規則第 40 号  
平成 13 年 3 月 29 日規則第 16 号  
平成 15 年 9 月 30 日規則第 38 号  
平成 16 年 3 月 31 日規則第 16 号  
平成 16 年 6 月 30 日規則第 32 号  
平成 19 年 3 月 30 日規則第 24 号  
平成 19 年 9 月 28 日規則第 48 号  
平成 22 年 3 月 31 日規則第 25 号  
平成 24 年 9 月 26 日規則第 55 号  
平成 27 年 7 月 31 日規則第 31 号  
平成 27 年 10 月 30 日規則第 36 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例（昭和 46 年条例第 50 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、及び条例を施行するため必要な事項を定めるものとする。

(指定の告示及び通知)

第 2 条 条例第 8 条第 3 項前段の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 環境保護地区，保護庭園，環境緑化地区又は保存建造物（以下「地区等」という。）の区分
- (2) 指定番号
- (3) 名称
- (4) 区域（保護庭園又は保存建造物に係る場合にあつては、所在地）

2 市長は、地区等（環境緑化地区を除く。）の指定又は当該指定の変更若しくは解除をしたときは、当該地区等に係る土地又は建造物の所有者及び占有者に対し、地区等指定・変更・解除通知書により通知するものとする。

(地区等の標識)



第3条 条例第9条第1項の標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 名称
- (2) 指定番号
- (3) 指定年月日

(所有者等の変更の届出)

第4条 指定した地区等（環境緑化地区を除く。）に係る土地又は建造物を新たに所有し、又は占有することとなつたときは、その者は、遅滞なく、地区等所有者・占有者変更届により、市長に届け出なければならない。

(行為の届出)

第5条 条例第10条第1項の規定による届出は、当該届出に係る行為の開始の日の30日（保存建造物に係る届出については、60日）前までに、地区等内行為届に当該行為をしようとする場所及び当該行為の規模の概要を表示した図面その他市長が必要があると認めた図書を添えてしなければならない。

(公共的目的を有する法人)

第6条 条例第10条第2項の規則で定める公共的目的を有する法人は、次に掲げるものとする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構
- (2) 独立行政法人労働者健康福祉機構
- (3) 独立行政法人勤労者退職金共済機構
- (4) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- (5) 独立行政法人水資源機構
- (6) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (7) 独立行政法人環境再生保全機構
- (8) 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
- (9) 日本下水道事業団
- (10) 土地開発公社
- (11) 公益社団法人岩手県農業公社
- (12) 公益財団法人岩手県観光協会
- (13) 前3号に掲げるもののほか、県又は市の出資が当該法人の資本金の2分の1以上を占める法人

(行為の通知)

第7条 条例第10条第2項の規定による通知は、当該通知に係る行為の開始の日の30日（保存建造物に係る通知については、60日）前までに、地区等内行為通知書に当該行為をしようとする場所及び当該行為の規模の概要を表示した図面その他市長が必要があると認めた図書を添えてしなければならない。

(届出及び通知を要しない行為)

第8条 条例第11条の規則で定める通常の管理行為、軽易な行為その他の行為は、次の各号

の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

(1) 環境保護地区

- ア 建築物の新築，増築又は改築で，新築，増築又は改築に係る建築物若しくはその部分の床面積の合計が10平方メートル以下であるもの
- イ 建築物の移転で移転に係る建築物の床面積が10平方メートル以下であるもの
- ウ 次に掲げる工作物（建築物以外の工作物をいう。以下同じ。）の新築，増築，改築又は移転
  - (ア) 環境保護地区内において行う工事に必要な仮設の工作物の新築，増築，改築又は移転
  - (イ) 水道管，下水道管，井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるものの新築，増築，改築又は移転
  - (ウ) 消防又は水防の用に供する施設の新築，増築，改築又は移転
  - (エ) その他の工作物の新築，増築，改築又は移転で，新築，増築，改築又は移転に係る部分の高さが1.5メートル以下であるもの
- エ 面積が10平方メートル以下の土地の形質の変更で，高さが1.5メートルを超える法（のり）を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- オ 次に掲げる木竹の伐採
  - (ア) 間伐，枝打ち，整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採
  - (イ) 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
  - (ウ) 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
  - (エ) 仮植した木竹の伐採
- カ 土石の類の採取で，その採取による地形の変更がエの土地の形質の変更と同程度のもの
- キ アからカまでに掲げるもののほか，次に掲げる行為
  - (ア) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
  - (イ) 建築物の存する敷地内で行う行為。ただし，次に掲げる行為を除く。
    - a 建築物の新築，増築，改築又は移転
    - b 工作物のうち，当該敷地に存する建築物に附属する物干場，受信用の空中線系（その支持物を含む。以下同じ。）その他これらに類する工作物以外のものの新築，増築，改築又は移転
    - c 高さが1.5メートルを超える法（のり）を生ずる切土又は盛土を伴う土地の形質の変更
    - d 高さが5メートルを超える木竹の伐採
    - e 土石の類の採取で，その採取による地形の変更がcの土地の形質の変更と同程度のもの
  - (ウ) 電気通信事業，有線放送電話業務，放送事業又は有線放送テレビジョン放送業務の用に供する線路又は空中線系のうち，高さが15メートル以下であるものの新築（放

送事業又は有線放送テレビジョン放送業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。)、増築、改築又は移転

(エ) 農林漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。

- a 建築物の新築、増築、改築又は移転
- b 用排水施設(幅員が2メートル以下の用排水路を除く。)又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道の設置
- c 宅地の造成又は土地の開墾
- d 森林の択伐又は皆伐

(2) 保護庭園 庭園の管理を目的として通常行われる行為及び前号キ(ア)に掲げる行為

(3) 保存建造物

ア 建造物の新築、増築又は改築で、新築、増築又は改築に係る建造物若しくはその部分の床面積の合計が10平方メートル以下であるもの。ただし、外観の変更を伴う次の行為を除く。

(ア) 色彩、材質又は様式の変更を伴う行為

(イ) 建造物に新たな工作物を付設する行為

イ 第1号キ(ア)に掲げる行為

(台帳の作成)

第9条 市長は、地区等の指定又は当該指定の変更若しくは解除をしたときは、地区等台帳に記録してこれを保管するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年規則第19号)

この規則は、昭和51年7月1日から施行する。

附 則(平成7年規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年規則第24号)

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に使用している改正前の様式は、この規則の施行後も、当分の間、使用することができる。

附 則(平成11年規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年規則第40号)

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則(平成13年規則第16号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成 15 年規則第 38 号）

この規則の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中第 2 条第 2 項、第 4 条、第 5 条及び第 7 条の改正規定並びに様式第 1 号から様式第 4 号までを削る改正規定並びに第 3 条の規定 公布の日
- (2) 第 1 条中第 6 条の改正規定（同条第 4 号及び第 6 号を改める部分を除く。）及び第 2 条の規定 平成 15 年 10 月 1 日
- (3) 第 1 条中第 6 条の改正規定（同条第 6 号を改める部分に限る。） 平成 16 年 3 月 1 日
- (4) 第 1 条中第 6 条の改正規定（同条第 4 号を改める部分に限る。）及び第 4 条の規定  
平成 16 年 4 月 1 日

附 則（平成 16 年規則第 16 号）

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年規則第 32 号）

この規則は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年規則第 24 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年規則第 48 号抄）

この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年規則第 25 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年規則第 55 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年規則第 31 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年規則第 36 号）

この規則は、公布の日から施行する。

## Ⅳ 指定地区・物件等一覧表

### 【環境保護地区】

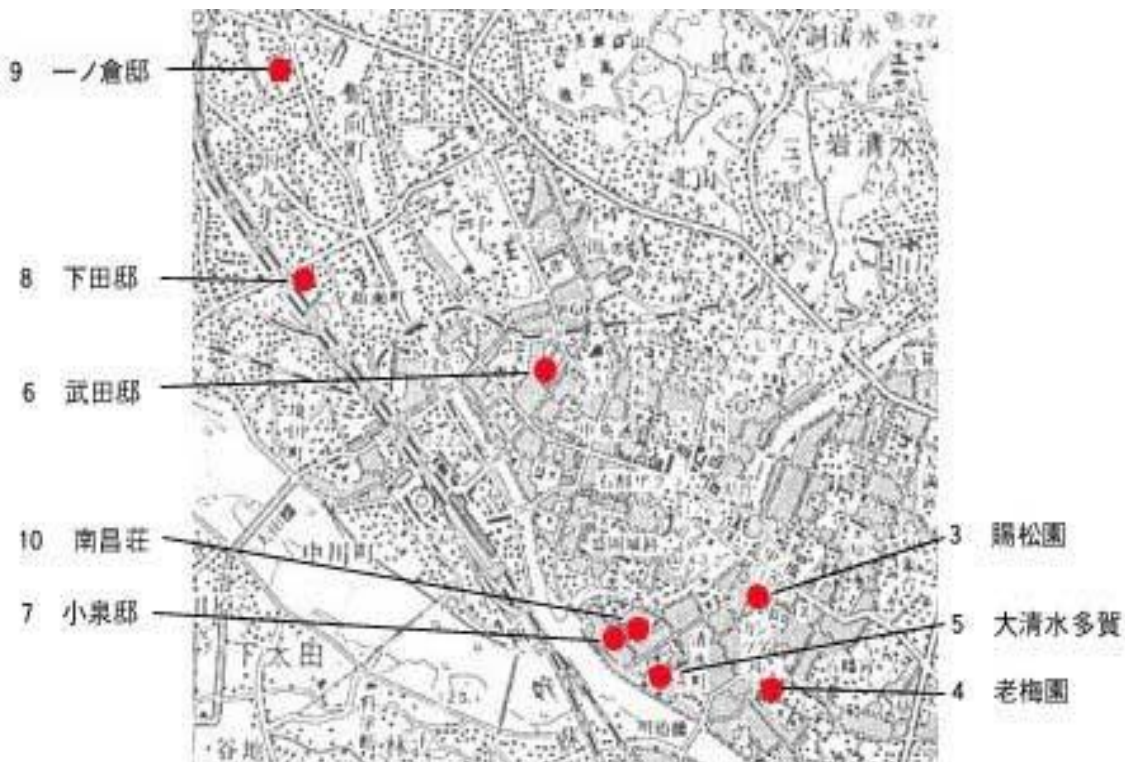
「環境保護地区」は、市民の保健及び休養のため、または都市景観上保護することが必要な緑地で、現在 19 地区が指定されています。

指定番号	名称	区 域	指定年月日	面積 (ha)
1	蛇ノ島地区	盛岡市上堂四丁目地内	1973 年(昭和 48 年)2 月 1 日	5.2
2	高松神社地区	盛岡市高松三丁目地内	1973 年(昭和 48 年)2 月 1 日	1.2
3	天満宮地区	盛岡市新庄地内	1973 年(昭和 48 年)2 月 1 日	1.3
4	安倍館地区	盛岡市安倍館町地内	1973 年(昭和 48 年)2 月 1 日	3.9
5	中津川地区	水道橋下流端から北上川合流点まで	1973 年(昭和 48 年)2 月 1 日	22.0
6	三馬橋地区	盛岡市箱清水一丁目及び箱清水二丁目地内	1973 年(昭和 48 年)2 月 1 日	9.8
7	愛宕山地区	盛岡市愛宕町、山岸一丁目及び愛宕下地内	1973 年(昭和 48 年)2 月 1 日	8.1
8	妙泉寺地区	盛岡市加賀野字桜山地内	1973 年(昭和 48 年)2 月 1 日	9.8
9	二ツ森地区	盛岡市浅岸字二ツ森地内	1973 年(昭和 48 年)2 月 1 日	38.2
10	北山寺院群地区	盛岡市北山一丁目、北山二丁目、名須川町及び愛宕町地内	1973 年(昭和 48 年)2 月 1 日	19.7
11	寺ノ下寺院群地区	盛岡市大慈寺町地内	1973 年(昭和 48 年)2 月 1 日	3.5
12	永祥院地区	盛岡市材木町地内	1974 年(昭和 49 年)2 月 1 日	0.8
13	川留稲荷地区	盛岡市加賀野一丁目地内	1974 年(昭和 49 年)2 月 1 日	0.3
14	稲荷神社地区	盛岡市稲荷町地内	1974 年(昭和 49 年)2 月 1 日	0.3
15	下米内地区	盛岡市下米内字寺並地内	1974 年(昭和 49 年)2 月 1 日	16.0
16	円光寺地区	盛岡市南大通三丁目地内	1974 年(昭和 49 年)12 月 23 日	0.8
17	大宮神社地区	盛岡市本宮字大宮地内	1974 年(昭和 49 年)12 月 23 日	0.4
18	外山岸地区	盛岡市三ツ割字洞清水及び山岸字庚申下地内	1975 年(昭和 50 年)3 月 1 日	16.1
19	蝶ヶ森地区	盛岡市東安庭字蝶ヶ森、門字蝶ヶ森及び門字真立地内	1975 年(昭和 50 年)3 月 1 日	18.6

【保護庭園】

「保護庭園」は、環境保護地区の緑地に準ずる機能を有する庭園又は屋敷林で、現在7箇所が指定されています。

指定番号	名称	所在地	指定年月日	面積 (㎡)	摘要
3	賜松園	盛岡市南大通一丁目7番3号	1972年(昭和47年)11月25日	1,200	公開
4	老梅園	盛岡市大慈寺町7番18号	1972年(昭和47年)11月25日	1,400	非公開
5	大清水多賀庭園	盛岡市清水町12番10号	1972年(昭和47年)11月25日	1,205	平成25年8月指定 廃止
6	武田邸	盛岡市長田町19番1号	1972年(昭和47年)11月25日	2,000	公開
7	小泉邸	盛岡市馬場町5番33号	1973年(昭和48年)2月1日	500	非公開
8	下田邸	盛岡市前九年一丁目4番14号	1974年(昭和49年)2月1日	4,700	非公開
9	一ノ倉邸	盛岡市安倍館町19番64号	1974年(昭和49年)2月1日	6,500	公開
10	南昌荘	盛岡市清水町13番46号	2000年(平成12年)5月16日	2,300	公開
—	秀清閣	盛岡市内丸63番1号	1972年(昭和47年)11月25日	1,500	昭和56年8月指定 廃止
—	新小路クラブ	盛岡市神明町6番12号	1972年(昭和47年)11月25日	3,571	昭和52年6月指定 廃止

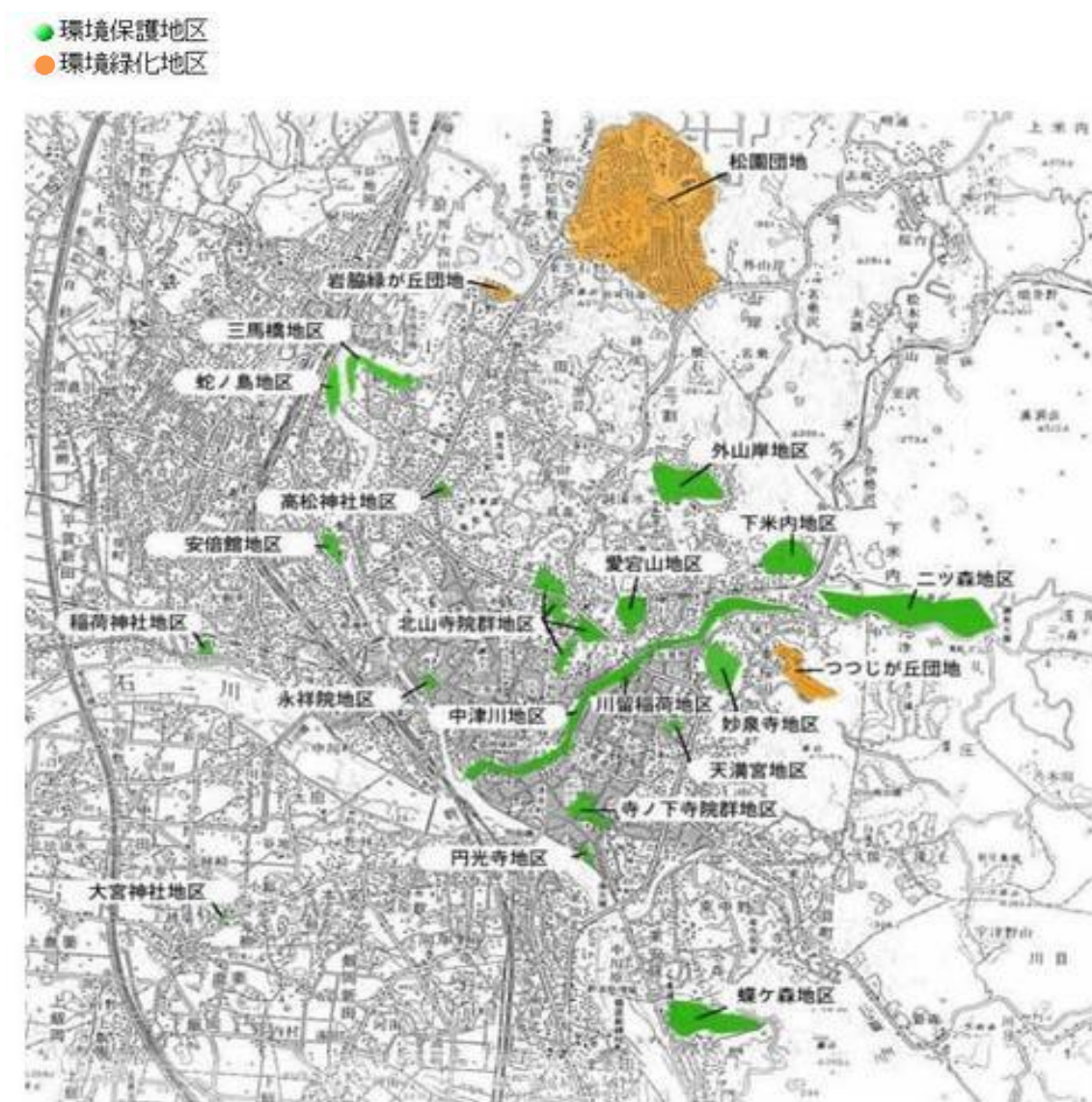


【環境緑化地区】

「環境緑化地区」は道路の沿線または緑地の少ない地域のうち積極的に修景緑化を図ることが必要な地区で、現在3箇所が指定されています。

指定番号	名称	区 域	指定年月日	面積 (ha)
1	つつじが丘団地	盛岡市つつじが丘地内	昭和 48 年 2 月 1 日	12.5
2	岩脇緑が丘団地	盛岡市岩脇町地内	昭和 48 年 2 月 1 日	3.5
3	松園団地	盛岡市松園一丁目, 松園二丁目, 松園三丁目, 東松園一丁目, 東松園二丁目, 東松園三丁目, 東松園四丁目, 西松園一丁目, 西松園二丁目, 西松園三丁目及び西松園四丁目地内	昭和 50 年 10 月 8 日	215

【環境保護地区と環境緑化地区の位置図】





## 【保存建造物】

「保存建造物」は、由緒、由来のある建造物又は都市景観上保存することが必要な歴史的建造物で、現在 23 の建造物を指定しています。

指定番号	名称	区 域	指定年月日	摘 要
1	旧盛岡銀行	盛岡市中ノ橋通一丁目 2 番 20 号	S52. 1. 20	H6. 12. 27 国重要文化財指定
2	旧第九十銀行	盛岡市中ノ橋通一丁目 2 番 25 号	〃	H18. 12. 6 市文化財指定
3	旧井弥商店	盛岡市上ノ橋町 1 番 48 号	〃	
4	木津屋本店	盛岡市南大通二丁目 3 番 20 号	〃	S59. 1. 6 指定廃止 S58. 4. 26 県文化財指定
5	旧石井県令私邸	盛岡市清水町 7 番 51 号	〃	
6	材木町裏石組	盛岡市材木町地内	〃	
7	徳清	盛岡市仙北一丁目 13 番 7 号	S52. 12. 20	
9	浜藤の酒蔵	盛岡市鉦屋町 10 番 5 号	〃	
10	旧盛岡貯蓄銀行	盛岡市中ノ橋通一丁目 4 番 6 号	〃	
11	紺屋町番屋	盛岡市紺屋町 4 番 33 号	〃	
12	旧宣教師館	盛岡市大沢川原三丁目 5 番 26 号	〃	
13	原敬生家	盛岡市本宮字熊堂 93 番地の 1	〃	H7. 4. 26 市重要文化財指定
14	莫蘆九	盛岡市紺屋町 1 番 31 号	S54. 4. 5	
15	大泉寺本堂	盛岡市本町通一丁目 14 番 1 号	〃	
16	円光寺本堂	盛岡市南大通三丁目 11 番 49 号	〃	
17	東頭寺本堂	盛岡市名須川町 2 番 1 号	〃	
18	老梅院茶室	盛岡市大慈寺町 7 番 18 号	〃	
19	明治橋際の御蔵	盛岡市南大通三丁目 12 番 30 号	S62. 3. 25	H4. 2. 15 市重要文化財指定
20	武田邸	盛岡市長田町 23 番の 1	H3. 3. 27	
21	川鉄	盛岡市大慈寺町 27 番の 1	〃	
22	大慈寺山門	盛岡市大慈寺町 40 番地	〃	
23	米内浄水場	盛岡市上米内字中居 49 番地	〃	
24	南昌荘	盛岡市清水町 13 番 46 号	H17. 11. 29	
25	塩重商店	盛岡市茶畑二丁目 12 番 8 号	〃	



### 【町名由来板】

「町名由来板」は、旧町名の由来保存を目的に専門家へ委託して調査した結果を基に、市内27箇所に50町名分の由来等を記した説明文を「旧町名由来板」として設置しています。

No.	旧町名	町名由来板設置場所
1	内丸	内丸11番地内（県公会堂前）
2	日影門外小路	中央通一丁目6番地内（日影門緑地内）
3	仁王小路	大通三丁目8番地内（桜城小学校正門横）
4	紺屋町・鍛冶町・紙町	紺屋町4番20号（菊の司酒蔵前）
5	本町かいわい	本町通一丁目9番30号（盛岡信用金庫本町支店駐車場内）
6	上小路	茶畑二丁目8番25号
7	三戸町	本町通三丁目15番地内（岩手医大アパート前）
8	上田三小路	上田一丁目20番44号（岩大農学部通用門前通）
9	上田組町	上田一丁目4番地内（県立中央病院バス停後）
10	馬場小路かいわい	馬場町6番地内（駐車場内）
11	馬町	清水町1番9号（馬町会館前）
12	穀町・新穀町	南大通二丁目7番地内（東北銀行南大通支店前）
13	鉾屋町	鉾屋町5番27号
14	仙北町・青物町	仙北一丁目13番地内（徳清、正門側の地）
15	平山小路・帷子小路・新山小路	中央通三丁目6番地内（中央児童公園内）
16	加賀野	加賀野一丁目3番地内（川留稲荷神社境内）
17	大沢川原小路	大沢川原三丁目5番地内（旧宣教師館前）
18	八日町・四ツ家町	本町通二丁目11番地内（駐車場内）
19	呉服町・六日町	中ノ橋通一丁目1番地内（啄木・賢治青春館前）
20	山岸町・御弓町	山岸一丁目5番2号（岩手銀行山岸支店前）
21	材木町・茅町	材木町6番地内（盛岡信用金庫材木町支店前）
22	長町	長田町10番地内（コミュニティ消防センター前）
23	下小路	愛宕町14番地内（中央公民館前）
24	葺手町	中ノ橋通一丁目8番地内（浅沼醤油店前）
25	肴町・生姜町	肴町5番1号（みかわやみゆき館横）
26	八幡町・片原	八幡町13番地内（八幡宮境内前）
27	餌差小路・十三日町	肴町12番地内（肴町商店街駐車場南口）

## V 計画策定の経過について

年 月 日	会議等の名称	会議等の内容
平成25年11月25日	環境審議会 自然・歴史環境部会	計画の方向性について協議
平成26年2月26日	環境審議会 自然・歴史環境部会	計画の策定手順等について協議
平成27年7月10日	環境審議会 自然・歴史環境部会	計画の概要説明及び素案提示
平成27年9月28日	環境審議会 自然・歴史環境部会	計画原案について協議
平成27年10月21日	政策形成推進会議	計画原案について協議
平成27年10月23日 ～ 11月13日	パブリックコメント	
平成27年11月16日	庁議	計画策定について協議
平成27年11月24日	市議会全員協議会	計画策定について協議
平成27年11月25日	環境審議会 自然・歴史環境部会	計画案について諮問
平成27年12月11日		答申
平成28年1月12日		市長決裁